

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

### I 基本的事項

#### 1 事業の概要

特別会計名：下水道事業特別会計

事業名	公共下水道・特定地域生活排水処理施設（公共下水道事業）		
事業開始年月日	昭和37年2月15日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名 <sup>※</sup>	八王子市	職員数 <sup>※</sup> （H19. 4. 1現在）	78
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

#### 2 財政指標等

資本費	121円/m <sup>3</sup> （H18）	公営企業債現在高（百万円）	115,830
累積欠損金（百万円）	0	利益剰余金又は積立金（百万円）	0
不良債務（百万円）	0	財政力指数 <sup>※</sup>	1.037（H18）
資金不足比率（%）	0.0	実質公債費比率 <sup>※</sup> （%）	15.1（H19）
		経常収支比率 <sup>※</sup> （%）	87.0（H18）

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

#### 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村： 〕

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で内容を記載すること。

#### 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	八王子市下水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	八王子市長 黒須 隆一
既存計画との関係	【集中改革プラン】 行財政改革プラン（平成17～19年度）、同【追補】（平成17～21年度）、 八王子ゆめおりプラン財政計画編（平成17～19年度） 【その他】 八王子市実施計画、下水道中期経営計画（H17～21年度）
公表の方法等	計画の公表はHPで行う。議会への報告は、計画策定後に行う。
基本方針	上位計画との整合を図りつつ、目標とする経営状況の見通し及び経営改革促進効果を明確化するとともに、目標達成に向けての取り組み等を示す。 今後、下水道中期経営計画のローリングを通して、より具体的な実現を目指す。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額				
	補償金免除額				
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額			401	401

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 （平成21年度末残高）	年利6%以上7%未満 （平成20年度末残高）	年利7%以上 （平成19年度末残高）	合 計
公 営 企 業 債	公共下水道事業	1,911,246	3,609,885	1,163,761	6,684,892
	流域下水道事業	1,830,900	1,341,728	65,965	3,238,593
合 計 (A)		3,742,146	4,951,613	1,229,726	9,923,485
※ 上 記 の う ち 一 般 会 計 負 担 分 （ 再 掲					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		3,742,146	4,951,613	1,229,726	9,923,485

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 （平成21年度末残高）	年利6%以上7%未満 （平成21年度末残高）	年利7%以上 （平成20年度9月期残高）	合 計
公 営 企 業 債	公共下水道事業				
	流域下水道事業				
合 計 (A)					
※ 上 記 の う ち 一 般 会 計 負 担 分 （ 再 掲					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 （平成20年度9月期残高）	年利6%以上7%未満 （平成20年度9月期残高）	年利7%以上 （平成19年度末残高）	合 計
公 営 企 業 債	公共下水道事業	1,718,277	1,064,715	364,723	3,147,715
	流域下水道事業	534,091	370,259	36,430	940,780
合 計 (A)		2,252,368	1,434,974	401,153	4,088,495
※ 上 記 の う ち 一 般 会 計 負 担 分 （ 再 掲					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		2,252,368	1,434,974	401,153	4,088,495

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。  
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>【下水道事業の経過】 本市は、昭和28年に既成市街地の中心部に当たる区域の都市計画決定を行い、昭和30年に単独処理区の工事に着手し、広大な市域と複雑な地形により整備に時間がかかったが、平成19年度末に汚水処理施設整備率100%を達成する予定である。</p> <p>【財務上の特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会計規模…整備完了に伴い平成16年をピークに縮小傾向</li> <li>・公債費…急速に整備を進めた影響で、平成16～29年度は年間80億円を超える見込み</li> <li>・使用料収入…整備完了後の平成22年をピークに減少傾向に転じる見込み</li> <li>・交付税措置…公共下水道及び流域下水道事業は公害防止計画に基づき実施</li> </ul> <p>【公共下水道事業における類似団体 (Ab1) との比較】</p> <p>※ 平成17年度決算値 ・ ( )内は類似団体平均</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・普及率 … 93.6% (69.1%)</li> <li>・使用料単価 … 141.9円/㎡ (144.3円/㎡)</li> <li>・水洗化率 … 87.8% (90.2%)</li> <li>・使用料回収率 … 72.4% (62.1%)</li> </ul>
経営課題	<p>課 題 ① 使用料収入の確保</p> <p>使用料回収率については平成18年度以降、90%前後という比較的高い割合で推移する見込みである。また、行政人口は、本計画期間については増加傾向を保つ見込みである。しかし、使用料収入は水需要の減等により、整備完了後の平成22年度から減少に転じる見込みである。</p> <p>今後は戸別訪問など、未接続世帯解消に向けた取り組みをさらに強化するとともに、供用開始の早期化を図り、水洗化率を向上させることで使用料収入を確保する。</p> <p>※ 公共下水道水洗化率 平成18年度決算値 87.6% 平成23年度見込 97.9%</p> <p>課 題 ② 公債費負担の軽減</p> <p>公債費負担の軽減については公営企業借換債制度（高金利対策分）を活用し、利率7.3%以上の公営企業金融公庫資金について平成17年度に864.4百万円、平成18年度に36.8百万円を借り換えた。しかし平成18年度決算における利率5%以上の高利率債の占める割合は、現債額で全体の1.5割、利払いでは3割に達する。</p> <p>政府資金等の補償金免除の繰上償還については従前より総務省等に要望してきたが、今後も「公営企業債については財政力指数についての要件を外す」等、引き続き要望するとともに、起債に際しては償還期限及び据置期間において公債費の平準化が図れるよう設定する。</p> <p>課 題 ③ 維持管理コストの縮減</p> <p>【現状】 整備完了により平成19年度以降、歳出に占める維持管理費の割合が年々増すことから、経営の改善においては維持管理コストの縮減が必要不可欠である。また、耐用年数を超過した管渠が今後増加することから、計画的な維持管理を行う必要がある。</p> <p>【課題解決のための方策】 平成12年度に北野処理場の汚泥処理委託、平成17年度に水処理委託を実施、また平成19年度には管渠の維持管理を民間委託し、維持管理費の縮減を図る。一方で経営努力による改善が困難な流域下水道維持管理負担金（維持管理費の約5割を占める）については、東京都に適正化を求めていく。</p> <p>また、地震対策緊急整備事業について、地域防災計画に位置づけられた主要防災拠点多くあり、管渠の老朽化が顕著である北野処理区の耐震化及び更生工事等を平成19年度から実施する。</p>

経 営 課 題	課 題 ④ 定員管理の適正化
	<p>市全体の取り組みとして、「職種の枠組による職員配置の再構築」「技能労務職から現場サービススペシャリストへの転換」「再任用短時間勤務職員の配置職域拡大」を図り、人的資源を再配分するしくみを構築する。</p> <p>下水道事業としては、平成12年度に北野下水処理場の汚泥処理委託及び平成17年度に水処理委託を実施する等、ピーク時（平成7年度）に130名だった職員数は、78名（平成18年度）まで減じた。</p> <p>今後は、①委託化（管渠の維持管理） ②建設部門の縮小及び組織改正 ③嘱託員・臨時職員の活用 等）に取り組み、平成20年度末の職員数は50名となる見込みである。</p>
	<p>課 題 ⑤ 経営健全化や財務状況に関する情報公開</p> <p>経営上の課題及び目標を明確化するため、市全体の取り組みとして行政改革プラン、下水道事業の取り組みとして下水道中期経営計画を策定・公表している。</p> <p>また平成18年度には、経費負担の原則を示すとともに、経営状況を理解し易くするため、地方公営企業法の財務規定を適用した財務諸表を作成及び公表した。</p> <p>今後は、財務諸表を活用した経営分析を行い、市民への説明責任を充実するとともに職員の意識改革を積極的に図っていく。</p>
<p>課 題 ⑥ 給与水準の適正化（市全体の取り組み）</p> <p>給与の適正化については、本市「行財政改革プラン」（H18.3）の中でも示すとおり、H11年度の職務給化以降、ラスパイレス指数の抑制に取り組んできた結果、H11の106.6からH18の101.8ポイントへと一定の進捗を見ている。一方、技能労務職の給与水準については、平成19年度国調査結果も踏まえ、民間の同種作業に従事する者との均衡が保たれているとは言えない状況となっており、その業務のあり方も含め制度の再構築を進めている。</p> <p>職員の給与水準は、地域の民間給与水準のより一層の反映と職務・職責に見合ったメリハリのある制度の構築が急務である。H18.10には、国に準じて給与構造改革を実施したところであるが、今後更に国及び他自治体との比較も含め、住民の理解と納得が得られるよう取り組みを進めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●給与構造改革の継続推進</li> <li>●民間企業労働者の賃金との均衡を図るしくみの導入</li> <li>●一般行政職以外（税務職、福祉職など）及び技能労務職の職種別のラスパイレス指数の公表</li> </ul>	
留 意 事 項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円、％）

区 分		年 度										
		平成14年度 （計画前5年度） （ 決 算 ）	平成15年度 （計画前4年度） （ 決 算 ）	平成16年度 （計画前3年度） （ 決 算 ）	平成17年度 （計画前々年度） （ 決 算 ）	平成18年度 （計画前年度） （ 決 算 見 込 ）	平成19年度 （計画初年度）	平成20年度 （計画第2年度）	平成21年度 （計画第3年度）	平成22年度 （計画第4年度）	平成23年度 （計画第5年度）	
収 益 的 収 入	1 総 収 入 益 (A)	9,276.6	9,225.4	9,443.2	9,652.5	10,387.6	10,456.8	10,096.0	10,019.4	9,900.9	9,793.0	
	(1) 営 業 収 入 益 (B)	8,188.3	8,258.6	8,518.8	8,474.9	8,606.5	8,722.2	8,491.6	8,491.1	8,433.8	8,368.4	
	ア 料 金 収 入	6,861.3	6,988.0	7,268.1	7,342.6	7,561.4	7,798.7	7,627.9	7,720.6	7,738.1	7,728.8	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	ウ そ の 他	(1,327.0)	(1,270.6)	(1,250.7)	(1,132.3)	(1,045.1)	(923.5)	(863.7)	(770.5)	(695.7)	(639.6)	
	1,327.0	1,270.6	1,250.7	1,132.3	1,045.1	923.5	863.7	770.5	695.7	639.6		
	(2) 営 業 外 収 益	1,088.3	966.8	924.4	1,177.6	1,781.1	1,734.6	1,604.4	1,528.3	1,467.1	1,424.6	
	ア 他 会 計 繰 入 金	1,002.4	942.6	901.1	1,147.7	1,757.7	1,698.5	1,586.0	1,510.1	1,448.6	1,407.6	
	イ そ の 他	85.9	24.2	23.3	29.9	23.4	36.1	18.4	18.2	18.5	17.0	
	2 総 費 用 (D)	7,524.6	7,117.2	7,120.9	7,016.4	7,124.2	7,243.1	7,317.7	7,219.9	7,126.7	6,958.9	
	(1) 営 業 費 用	3,526.6	3,263.4	3,327.1	3,316.6	3,501.8	3,660.6	3,909.2	3,946.0	4,000.6	3,988.4	
	ア 職 員 給 与 費	571.4	558.0	550.8	408.6	375.1	247.1	237.2	237.2	237.2	237.2	
	うち退職手当	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	イ そ の 他	2,955.2	2,705.4	2,776.3	2,908.0	3,126.7	3,413.5	3,672.0	3,708.8	3,763.4	3,751.2	
	(2) 営 業 外 費 用	3,998.0	3,853.8	3,793.8	3,699.8	3,622.4	3,582.5	3,408.5	3,273.9	3,126.1	2,970.5	
ア 支 払 利 息	452.0	413.7	373.9	322.1	275.4	244.6	216.4	191.5	170.5	152.6		
うち一時借入金利息	3,546.0	3,440.1	3,419.9	3,377.7	3,346.5	3,337.9	3,192.1	3,082.4	2,955.6	2,817.9		
イ そ の 他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	1,752.0	2,108.2	2,322.3	2,636.1	3,263.4	3,213.7	2,778.3	2,799.5	2,774.2	2,834.1		
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	9,879.4	10,485.3	12,390.4	12,028.2	9,395.8	6,255.5	3,922.4	3,915.7	3,814.6	3,838.0	
	(1) 地 方 債	5,548.5	5,883.9	7,212.3	7,580.0	5,674.0	3,746.2	1,257.7	1,072.1	879.4	873.8	
	(2) 他 会 計 補 助 金	1,595.2	1,996.8	2,117.4	1,969.0	1,547.2	1,505.5	2,058.4	2,136.7	2,514.6	2,538.4	
	(3) 他 会 計 借 入 金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	(5) 国（都道府県）補助金	1,630.1	1,935.2	2,371.1	1,794.1	1,274.1	204.8	38.5	145.6	137.1	137.2	
	(6) 工 事 負 担 金	1,064.6	632.0	672.2	621.7	844.4	794.0	567.8	561.3	283.5	288.6	
	(7) そ の 他	41.0	37.4	17.4	63.4	56.1	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	2 資 本 的 支 出 (G)	11,916.4	12,697.5	14,725.2	14,670.2	12,679.3	9,492.3	6,700.7	6,715.2	6,588.8	6,672.1	
	(1) 建 設 改 良 費	8,421.6	8,681.3	10,212.8	9,393.4	7,848.7	3,673.5	1,772.3	1,652.4	1,394.6	1,354.2	
	うち職員給与費	393.5	375.1	376.4	435.7	371.2	336.0	257.0	257.0	257.0	257.0	
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	3,494.8	4,016.2	4,512.4	5,276.8	4,830.6	5,818.8	4,928.4	5,062.8	5,194.2	5,317.9	
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	(5) そ の 他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	-2,037.0	-2,212.2	-2,334.8	-2,642.0	-3,283.5	-3,236.8	-2,778.3	-2,799.5	-2,774.2	-2,834.1		

(単位:百万円, %)

区 分	年 度										
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	-285.0	-104.0	-12.5	-5.9	-20.1	-23.1	0.0	0.0	0.0	0.0	
積 立 金 (K)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	450.6	165.6	61.6	49.1	43.2	23.1	0.0	0.0	0.0	0.0	
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	165.6	61.6	49.1	43.2	23.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	92.0	14.0	20.0	7.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
実 質 収 支 黒 字 (P)	73.6	47.6	29.1	36.2	23.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
(N)-(O) 赤 字 (Q)											
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )											
収 益 的 収 支 比 率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	84.2	82.9	81.2	78.5	86.9	80.1	82.4	81.6	80.4	79.8	
地方財政法施行令第20条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)											
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	8,188.3	8,258.6	8,518.8	8,474.9	8,606.5	8,722.2	8,491.6	8,491.1	8,433.8	8,368.4	
資 金 不 足 比 率 ((R)/(S)×100)											
積 立 金 現 在 高	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
企 業 債 現 在 高	108,115.5	109,983.2	112,683.1	114,986.3	115,829.7	113,757.1	110,086.4	106,095.7	101,780.9	97,336.8	
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	108,115.5	109,983.2	112,683.1	114,986.3	115,829.7	113,757.1	110,086.4	106,095.7	101,780.9	97,336.8	
うちその他に係るもの											

## (2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度									
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	2,329.4	2,213.2	2,151.8	2,280.0	2,802.8	2,622.0	2,449.7	2,280.6	2,144.3	2,047.2
うち基準内繰入金	1,770.4	1,669.4	1,599.7	1,458.6	2,570.0	2,408.0	2,272.1	2,097.1	1,942.8	1,831.6
うち基準外繰入金	559.0	543.8	552.1	821.4	232.8	214.0	177.6	183.5	201.5	215.6
うち料金収入に計上すべき繰入等	41.9	42.0	48.5	54.4	56.3	53.1	51.7	52.3	52.4	52.4
うち赤字補てん的なもの	517.1	501.8	503.6	767.0	176.5	160.9	125.9	131.2	149.1	163.2
資 本 的 収 支 分	1,595.2	1,996.8	2,117.4	1,969.0	1,547.2	1,505.5	2,058.4	2,136.7	2,514.6	2,538.4
うち基準内繰入金	651.7	821.6	848.3	671.6	694.3	540.3	477.6	496.2	423.4	279.9
うち基準外繰入金	943.5	1,175.2	1,269.1	1,297.4	852.9	965.2	1,580.8	1,640.5	2,091.2	2,258.5
うち赤字補てん的なもの	943.5	1,175.2	1,269.1	1,297.4	124.1	156.8	691.9	671.7	1,021.6	1,101.3

## (3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率 (%) (再掲)											
料金回収率※ (%)	79.8	80.8	79.1	72.3	92.3	90.4	89.5	89.1	87.6	86.3	
総収支比率(法適用) (%)											
経常収支比率(法適用) (%)											
営業収支比率(法適用) (%)											
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	84.2	82.9	81.2	78.5	86.9	80.1	82.4	81.6	80.4	79.8	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用) (%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分 (%)	25.1	24.0	22.8	23.6	27.0	25.1	24.3	22.8	21.7	20.9
	うち基準内繰入金 (%)	19.1	18.1	16.9	15.1	24.7	23.1	22.5	21.0	19.6	18.7
	うち基準外繰入金 (%)	6.0	5.9	5.9	8.5	2.3	2.0	1.8	1.8	2.1	2.2
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)	0.5	0.5	0.5	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6	0.5
	うち赤字補てん的なもの (%)	5.5	5.4	5.4	7.9	1.8	1.5	1.3	1.3	1.5	1.7
	資本的収入分 (%)	16.1	19.0	17.1	16.4	16.5	24.1	52.5	54.6	65.9	66.1
	うち基準内繰入金 (%)	6.6	7.8	6.8	5.6	7.4	8.7	12.2	12.7	11.1	7.3
	うち基準外繰入金 (%)	9.5	11.2	10.3	10.8	9.1	15.4	40.3	41.9	54.8	58.8
うち赤字補てん的なもの (%)	9.5	11.2	10.3	10.8	1.3	2.5	17.6	17.2	26.8	28.7	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

## (1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

## (3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

## (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

## (5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

## (7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

## 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

## (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m<sup>3</sup>) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

## (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	現在の料金設定については、平成10年10月に東京都にあわせて使用料改定を行った（当時、東京都が管理していた市内の多摩ニュータウン地区と他の市域との使用料格差が生じないよう東京都と同一料金とした）。 今後の料金収入の見込みは、水道の給水及び水洗化人口の見込みから算出した。
2 他会計繰入金の見込み	平成19年度の繰出基準及び一般行政的施策に要する経費について一般会計からの繰入金を見込んだ他、収支を均衡させるために必要な最小限の繰入金を見込んだ
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	平成19年度までに市内公共下水道管渠の整備を完了、その後も私道等の管渠整備（平成20～23年度事業費 931百万円）を行う ・ 地震対策緊急整備事業（平成19～24年度 総事業費1,273百万円） ・ 流域下水道建設負担金（平成19～23年度 総負担額2,335百万円）
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	建設事業費等に対して起債を見込み（平成19～23年度総額 7,428百万円）、その利率を3.5%として公債費を算出した。 平成19年度公的資金補償金免除繰上償還については、対象となる公営企業金融公庫資金（利率7.0%以上・401百万円）を全額、借り換えたものとして策定した（償還期限：借換前に同じ ・ 借換後の利率：2.0%）。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。



#### IV 経営健全化に関する施策

項目	具体的内容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>●定員管理計画の策定と公表状況(Ⅱの経営課題⑤) 下水道事業における定員管理計画は、下水道中期経営計画(平成17年度策定)にて平成17年度から平成21年度までの職員数の数値目標を公表している(H17:102名⇒H21:50名)。平成18年度末現在における進捗状況は計画どおり(職員数 78名)である。</li> <li>●今後の取り組み(Ⅱの経営課題④) ・管渠の維持管理委託(平成19年度) ・整備事業の収束による建設部門の縮小及び組織の効率化(平成19年度より随時) ・嘱託員及び臨時職員の活用 等に取り組み、平成20年度の職員数は50名となる見込みである。</li> </ul>
○ 給与のあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●方針 Ⅱの経営課題「⑥給与水準の適正化」を踏まえ、基本的なあり方として、地域民間給与をより一層反映させるとともに職務・職責に見合ったメリハリのある制度を構築し、住民の理解と納得が得られるよう適切に対応していく。</li> </ul>
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●給与構造改革 H18.10に ①昇給期の一元化 ②給料表の4分割化及び一部級の統合(1・2級) ③職務給の徹底及び昇給カーブのフラット化 ④枠外昇給制度の廃止 ⑤勤務成績に応じた昇給幅の設定など運用を含めた制度移行を図った。</li> <li>●地域手当 国における指定基準に基づく支給割合を踏まえ、H19～同率適正支給を行っている。</li> <li>●その他手当 特殊勤務手当については、H17～19年度に大幅な見直し(4種13項目に整理)を行ってきたが、今後も引き続き、業務の改廃、民間の支給実態を見ながら随時見直しを図っていく。</li> </ul>
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 下水道事業については技能労務職員の配属はない(平成19年度)</li> <li>●方針 給与構造改革の更なる推進を図る中で、技能労務職員の働き方や職種・職域の見直しを含めた人事任用制度の再構築とともに、地域の民間給与を反映し、住民の理解と納得が得られるよう取組みを進めていく。 また、技能労務職員の給与に関し、総務省通知を踏まえ、取組方針の公表に向け、内容につき調査・検討を含め策定を進めていく。</li> <li>●取組み(Ⅱ給与水準適正化の項目再掲) <ul style="list-style-type: none"> <li>・給与構造改革の継続推進</li> <li>・民間企業労働者の賃金との均衡を図るしくみの導入</li> <li>・一般行政職以外(税務職、福祉職など)及び技能労務職の職種別のラスパイレズ指数の公表</li> <li>・技能労務職の脱単労化・現場サービススペシャリストへの転換(職種・職域の見直しを含め人事任用制度の複線化・再構築)</li> </ul> </li> </ul>
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●退職時特昇給 H16.7～廃止</li> <li>●退職手当の支給水準 H16.7最高支給率は是正など国基準及び他団体の状況を踏まえ適正な見直しを行っているが、今後も引き続き給与構造改革の実施と合わせ、住民の理解と納得が得られるよう適切に対応していく。</li> </ul>
◇ 福利厚生事業のあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●互助会公費負担率の適正化等 職員の厚生制度である職員互助会については、H18年度から市交付金の割合を対会費比率1以下とするとともに公費を伴う事業の明確化などを図り、併せて住民への公表を行っている。今後も、引き続きより分かりやすい公表に努めていく。</li> </ul>
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	<p>人件費についてはⅡの経営課題④及び⑥、その他維持管理費については課題③に挙げた取り組みにより縮減を図る。 また、本市独自の経営努力による縮減が困難な維持管理経費である流域下水道維持管理負担金については東京都に適正化を求め、下水道使用料徴収経費負担金については東京都に明確化を求める。</p>
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	<p>Ⅱの経営課題「③維持管理コストの縮減」のため、平成12年度に北野下水処理場の汚泥処理業務、平成17年度に同処理場の水処理業務を委託化し、経費の縮減を図った。 今後は、管渠の維持管理業務を委託化(平成19年度)し、更なる経費の縮減を図る。</p>

#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保  <input type="checkbox"/> 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	現行の料金水準については、使用料回収率が平成18年度以降、90%前後という比較的高い割合で推移する見込みであることから、概ね適正であるといえる。しかしⅡの経営課題①のとおり、使用料収入は水需要の減等により、平成22年度からは減少に転じる見込みである。今後は現行の料金水準を維持するため、戸別訪問及び供用開始の早期化などの取り組みを強化し、水洗化率の向上を図る。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入  <input type="checkbox"/> 経営健全化や財務状況に関する情報公開  <input type="checkbox"/> 行政評価の導入	Ⅱの経営課題⑤について、下水道事業としては平成17年度に中期経営計画、平成18年度に財務諸表を作成・公表し、経営健全化の取り組み及び財務状況について公表している。 その他、全庁的な取り組みとして「行財政改革プラン及びその達成状況」「行政評価」「財政白書」を公表している。また、決算報告については平成19年より第3回定例議会に提出し、早期公表を図る。  13年度にモデルで実施し15年度から本格導入をしている。施策(44)・事務事業(約300)・細事業(約1,800)のすべてを評価対象とし、担当部署の1次評価、庁内評価委員会(総合政策部、行政経営部、財務部、総務部、産業振興部、まちづくり計画部の部課長等で構成)での2次評価、外部評価委員会(学識・行政経験者、公募市民で構成)及び市民アンケート調査での3次評価を行い、計画・予算へ反映させている。今後は、事業仕分け的な手法を導入するなど評価を見直し、限られた予算の中でメリハリのある事業選択に結びつけ、計画・予算へ反映させる。
5 その他	Ⅱの経営課題②について、公営企業借換制度(高金利対策分)を活用し、利率7.3%以上の公営企業金融公庫資金について平成17及び18年度に借り換え、公債費負担の軽減を図った。今後は、政府資金及び利率7%未満の公営企業金融公庫資金についても繰上償還等が行えるよう、総務省等への要望を強化する。

- 注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。
- 2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	<p>IV-1の施策について、市全体の取組みとして、定員管理の適正化について「職種の枠組による職員配置の再構築」「技能労務職から現場サービススペシャリストへの転換」「再任用短時間勤務職員の配置職域拡大」を図り、人的資源を再配分するしくみを構築する。</p> <p>下水道事業としては、管渠の維持管理委託、建設部門の縮小及び組織の効率化等を図り、職員数及び人件費を削減する（職員数の推移 平成18年度 78名 ⇒ 平成23年度 50名）。今後は委託した業務について、監視・評価等を行う高度な技術力を保つよう職員の意識改革を図る。</p>
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<p>下水道使用料の料金水準については、使用料回収率が90%前後という比較的高い水準で推移していること、また、汚水処理原価の中には交付税措置される資本費（公害防止事業債分の公債費）及び一般行政的施策に要する経費に相当する額が含まれており、それらを考慮すると下水道使用料の料金水準は概ね適正であると考えられる。</p> <p>一方で、使用料収入は水需要の減等により平成22年をピークに減少に転じる見込みであるが、IV-3で掲げた水洗化率向上の取組みを強化し、減少幅が最小限になるよう努める（水洗化率の推移 平成18年度 87.7% ⇒ 平成23年度 97.9%）。</p> <p>またIV-2の施策について、維持管理費の約5割を占める流域下水道維持管理負担金の適正化を東京都に要望する他、同費の約2割を占める下水道使用料徴収費についても東京都に明確化を要望する。</p>
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<p>「1」、「2」及び「4」の取組みを通して、歳入の確保及び歳出の縮減を行い、基準外繰出しの解消を目指す。</p>
4 その他	<p>IV-5の施策について、公営企業借換債制度（高金利対策分）を活用し、利率7.3%以上の公営企業金融公庫資金のうち901.2百万円を平成17年度及び平成18年度に借り換えた（利子軽減額121.8百万円）。</p> <p>しかし、平成18年度決算において利率5%以上の高利率債の占める割合は、現債額で全体の1.5割、利払いでは全体の3割に達し、下水道事業の財政悪化の大きな要因となっている。</p> <p>政府資金等の補償金免除の繰上償還及び借り換えについては従前より総務省等に要望してきたが、今後も「公営企業債については財政力指数についての要件を外す」等、特に政府資金の繰上償還等を実施できるよう関係諸機関に要望する。</p> <p>※ 利率5%以上の資金別現債額の割合（平成18年度末）          財政融資資金 7割 ・ 公営企業金融公庫資金 3割</p>

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。</li> <li>2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。</li> <li>3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。</li> <li>4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。</li> <li>5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。</li> <li>6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。</li> <li>7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。</li> <li>8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Iの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。</li> <li>9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。</li> <li>10. 必要に応じて行を追加して記入すること。</li> </ol>
---

V 線上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(5) 下水道事業

区分	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画2年度)	平成21年度 (計画3年度)	平成22年度 (計画4年度)	平成23年度 (計画5年度)	計画合計
収入の確保	① 処理区域内人口(人)	447,282	470,543	490,280	510,441	535,500		546,214	548,003	549,792	551,581	552,585	
	A 増減	106,693	23,261	19,737	20,161	25,059	194,911	10,714	1,789	1,789	1,789	1,004	17,085
	水洗便所設置済人口(人)	395,568	417,010	433,002	448,250	469,427		491,750	510,651	523,862	533,180	540,718	
	B 増減	96,389	21,442	15,992	15,248	21,177	170,248	22,323	18,901	13,211	9,318	7,538	71,291
	水洗化率(%)	88.4	88.6	88.3	87.8	87.7		90.0	93.2	95.3	96.7	97.9	
	C 増減	0.6	0.2	-0.3	-0.5	-0.1		2.3	3.2	2.1	1.4	1.2	
	有収水量(m³)	46,278,611	47,838,407	50,157,161	51,739,322	53,691,204		55,065,853	53,583,853	54,257,517	54,432,892	54,383,066	
	D 増減	9,895,771	1,559,796	2,318,754	1,582,161	1,951,882	17,308,364	1,374,649	-1,482,000	673,664	175,375	-49,826	691,862
	② 使用料単価(円/m³) (使用料収入/有収水量)	148	146	145	141	141		142	142	142	142	142	
	E 増減	-2	-2	-1	-3	-1		1	1	-0	-0	-0	
	③ 料金改定率(%) (料金改定実施年度に記載)												
	F 増減												
④ 収納率(%)	98.5	98.4	98.4	98.4	98.5		98.4	98.4	98.4	98.4	98.4		
G 増減	0.1	-0.1	0.0	0.0	0.1		-0.1	0.0	0.0	0.0	0.0		
⑤ その他( )													
H 増減													
経営の効率化	⑤ 職員1人当たりの営業収益(千円)	77,984	80,967	84,345	104,629	110,340		147,834	169,833	169,822	168,677	167,367	
	増減	14,303	2,983	3,378	20,284	5,711	46,659	37,494	21,999	-11	-1,145	-1,310	57,027
	職員数(人)	105	102	101	81	78		59	50	50	50	50	
	増減	-2	-3	-1	-20	-3	-29	-19	-9	0	0	0	-28
	管理運営費(千円)	11,019,457	11,133,501	11,633,289	12,293,166	11,954,793		13,061,884	12,246,140	12,282,604	12,321,007	12,276,734	
	I 増減	1,032,900	114,044	499,788	659,877	-338,373	1,968,236	1,107,091	-815,744	36,464	38,403	-44,273	321,941
	⑥ 処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A)	25	24	24	24	22		24	22	22	22	22	
	J 増減	-4	-1	0	0	-2	-7	2	-2	0	0	0	0
	⑦ 汚水処理原価(円/m³)	186	181	183	196	153		157	159	160	162	165	
	K 増減	-23	-5	2	13	-43	-56	3	2	1	2	3	12
	⑧ 汚水処理原価(維持管理費)(円/m³) (汚水処理経費/維持管理費/有収水量)	68	62	61	60	61		62	68	68	69	69	
	L 増減	2	-6	-1	-1	1	-5	1	6	0	1	0	8
⑨ その他( )													
M 増減													
収入の確保	使用料回収率(%) (E/K×100)	79.8	80.8	79.1	72.3	92.3		90.4	89.5	89.1	87.6	86.3	
	増減	8.0	1.0	-1.7	-6.8	20.0		-1.9	-0.9	-0.4	-1.5	-1.3	
	累積欠損金比率(%)												
⑩ 企業債現在高(百万円)	108,116	109,983	112,683	114,986	115,830		113,757	110,086	106,096	101,781	97,337		
増減	2,054	1,868	2,700	2,303	843		-2,073	-3,671	-3,991	-4,315	-4,444		
収入の確保	使用料収入(百万円)	6,861	6,988	7,268	7,343	7,561		7,799	7,628	7,721	7,738	7,729	
	改善額	1,380	1,507	1,787	1,862	2,080	8,616	238	67	160	177	177	819
	①有収水量の増加	1,380	1,507	1,787	1,862	2,080	8,616	238	67	160	177	177	819
	②使用料の適正化						0						0
	③収納率の向上						0						0
	④その他( )						0						0
経営の効率化	管理運営費(百万円)	11,019	11,134	11,633	12,293	11,955		13,062	12,246	12,283	12,321	12,277	
	うち職員給与費中の退職手当を除いたもの	571	558	551	409	375		247	237	237	237	237	
	改善額	23	36	43	85	119	306	16	26	26	26	26	120
	⑤職員給与費の適正化	23	36	43	85	119	306	16	26	26	26	26	120
	維持管理費(上記以外)の適正化 ( )						0						0
	⑥その他( )	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
改善額						0						0	
計画前5年間改善額 合計							8,922	改善額 合計					939

○計画前年度において使用料単価150円/m³(20㎡当たり3,000円)未満(処理原価が150円/m³未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記載し、当該適正化による増収額を②に記載すること。

(参考) 補償金免除額

- 「収入の確保」その他④の例: 未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)
- 「経営の効率化」その他⑥の例: 建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

- ・使用料適正化の考え方  
本市の使用料回収率は、平成18年度以降、90%前後という比較的高い水準で推移している。また、汚水処理原価の中には、交付税措置される資本費及び一般行政的施策に要する経費などが含まれており、それらを考慮すると使用料の水準は概ね適正であると考えられる。今後は未接続世帯解消等の取組みを通して、使用料収入を確保していく。
- ・民間委託の取組状況  
平成17年度に北野下水処理場の水処理委託を実施  
平成19年度に管渠維持管理の委託を開始